

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県旅館業法施行細則及び高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	1
◎母体保護法施行細則の一部を改正する規則	1
告示	
○特定計量器の定期検査の実施（2件）（工業振興課）	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）	4
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令（畜産振興課）	4
○家畜防疫員の注射を受けるべき旨の命令（"）	5
○道路の供用開始（道路課）	5
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認（会計管理課）	5
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	5
○警備員等に係る検定の実施	6

規則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年2月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第9号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の

利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則（平成27年高知県規則第85号）の一部を次のように改正する。
第2条の2第3号中「又は庁舎内の会議室」を「若しくは庁舎内の会議室又は公用車」に改める。

附則

この規則は、令和7年3月3日から施行する。

高知県旅館業法施行細則及び高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年2月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第10号

高知県旅館業法施行細則及び高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。
(1) 高知県旅館業法施行細則（平成5年高知県規則第21号）別表
(2) 高知県公衆浴場法施行細則（平成7年高知県規則第126号）別表

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

母体保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年2月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第11号

母体保護法施行細則の一部を改正する規則

母体保護法施行細則（昭和27年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

高知県母体保護法施行細則

別記第1号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、「㊟」を削る。
別記第3号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、「㊟」を削る。
別記第4号様式中「㊟」を削る。
別記第5号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、「㊟」を削る。
別記第6号様式中「㊟」を削る。
別記第7号様式中「㊟」を削り、「失そう宣告」を「失踪宣告」に改める。
別記第8号様式及び別記第9号様式中「㊟」を削る。
別記第10号様式中「㊟」を削り、「母体保護法施行細則」を

「高知県母体保護法施行細則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

高知県告示第104号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。
令和7年2月28日

高知県知事 濱田 省司

1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
宿毛市	令和7年4月21日	午後1時30分から 午後3時30分まで	宿毛市小筑紫支所 （宿毛市立特別養護老人ホーム千寿園内）
〃	令和7年4月22日	午前9時30分から 正午まで及び午後1時から午後3時まで	宿毛市立きぼうが丘保育園
〃	〃	午前9時から午前11時まで	すくも湾漁業協同組合沖の島支所
〃	〃	午前11時30分から 正午まで	すくも湾漁業協同組合弘瀬出張所
〃	令和7年4月23日	午前9時30分から 午前11時45分まで及び午後1時から午後3時30分まで	宿毛市総合運動公園体育館
〃	令和7年4月24日	午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時30分まで	宿毛市中央支所 （旧宿毛市役所）
黒潮町	令和7年5	午前11時から午前	黒潮町役場佐賀支

	月12日	11時45分まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで	所
〃	令和 7 年 5 月13日	午前 9 時30分から 午前11時45分まで 及び午後 1 時から 午後 4 時まで	黒潮町役場本庁
大月町	令和 7 年 5 月14日	午前 9 時30分から 午前11時まで	すくも湾漁業協同 組合柏島支所
〃	〃	午後 1 時から午後 4 時まで	大月町役場
三原村	令和 7 年 5 月15日	午前 9 時30分から 正午まで	三原村農業構造改 善センター
土佐清 水市	令和 7 年 5 月26日	午後 1 時から午後 2 時まで	土佐清水市下ノ加 江市民センター
〃	〃	午後 3 時から午後 4 時まで	以布利漁民センタ ー
〃	令和 7 年 5 月27日	午前10時から午前 11時まで	足摺岬区長場
〃	〃	午後 1 時から午後 2 時まで	窪津区長場
〃	〃	午後 3 時から午後 4 時まで	中浜区長場
〃	令和 7 年 5 月28日	午前 9 時から午前 10時まで	土佐清水市下川口 市民センター
〃	〃	午前10時30分から 午前11時45分まで 及び午後 1 時から 午後 2 時まで	土佐清水市三崎市 民センター
〃	〃	午後 3 時から午後 5 時まで	土佐清水市役所
〃	令和 7 年 5	午前 9 時から午前	〃

	月29日	11時45分まで及び 午後 1 時から午後 2 時まで	
香南市	令和 7 年 6 月 4 日	午前10時から午前 11時45分まで	香南市佐古防災コ ミュニティセンタ ー
〃	令和 7 年 6 月 5 日	午前10時から午前 11時45分まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	香南市赤岡保健セ ンター
〃	令和 7 年 6 月 9 日	午前10時から午前 11時30分まで	香南市岸本防災コ ミュニティセンタ ー
〃	〃	午後 1 時から午後 2 時30分まで	香南市吉川防災コ ミュニティセンタ ー
〃	令和 7 年 6 月10日	午前10時から午前 11時45分まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	香南市香我美総合 保健福祉センター
〃	令和 7 年 6 月11日	午前10時から午前 11時45分まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	香南市夜須公民館
〃	令和 7 年 6 月12日	午前10時から午前 11時45分まで及び 午後 1 時から午後 3 時まで	香南市のいちふれ あいセンター
香美市	令和 7 年 6 月16日	午前10時30分から 午前11時45分まで 及び午後 1 時から 午後 3 時まで	香美市役所物部支 所
〃	令和 7 年 6 月17日	午前10時から午前 11時45分まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで	香美市役所香北支 所

〃	令和 7 年 6 月18日	午前10時から午前 11時30分まで	香美市立農山村コ ミュニティセンタ ー
〃	〃	午後 1 時30分から 午後 3 時まで	香美市菅片地地区 多目的集会所
〃	令和 7 年 6 月19日	午前 9 時30分から 午前11時45分まで 及び午後 1 時から 午後 3 時30分まで	高知県中央東福祉 保健所
四万十 市	令和 7 年 7 月 7 日	午後 1 時30分から 午後 3 時まで	高知県農業協同組 合幡多地区中村東 部出張所
〃	令和 7 年 7 月 8 日	午前 9 時から正午 まで	高知県農業協同組 合幡多地区中村支 所（やさい集出荷 場）
〃	〃	午後 1 時30分から 午後 3 時30分まで	下田地区集会所
〃	令和 7 年 7 月 9 日	午前 9 時から午前 10時まで	口屋内集出荷施設
〃	〃	午前11時から午前 11時45分まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで	四万十市西土佐総 合支所
〃	令和 7 年 7 月10日	午前 9 時30分から 午前11時30分まで	中筋小学校体育館
〃	令和 7 年 7 月15日	午後 1 時15分から 午後 4 時まで	マルナカ四万十店
〃	令和 7 年 7 月16日	午前 9 時30分から 午前11時45分まで 及び午後 1 時から 午後 4 時まで	四万十市役所
〃	令和 7 年 7	午前 9 時から正午	〃

	月17日	まで	
仁淀川町	令和7年9月16日	午前11時から正午まで	仁淀川町役場名野川出張所
〃	〃	午後1時30分から午後3時30分まで	仁淀川町池川総合支所下土居駐車場
〃	令和7年9月17日	午前11時から正午まで	仁淀多目的研修集会施設
〃	〃	午後1時30分から午後3時30分まで	仁淀川町役場
土佐市	令和7年9月18日	午前10時から午前11時30分まで	土佐市立新居コミュニティセンター
〃	〃	午後1時から午後4時まで	土佐市立USAくろしおセンター
〃	令和7年9月22日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後4時まで	高知県農業協同組合仁淀川地区戸波支所戸波集出荷場
〃	令和7年9月24日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時30分まで	土佐市役所南庁舎
〃	令和7年9月25日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時30分まで	〃
いの町	令和7年9月29日	午前11時から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	いの町本川総合支所
〃	令和7年9月30日	午前11時から正午まで	すぱーく吾北
〃	〃	午後1時30分から	いの町立吾北中央

		午後3時まで	公民館
〃	令和7年10月1日	午前10時から正午まで	いの町八田コミュニティセンター
〃	〃	午後1時30分から午後3時30分まで	すこやかセンター伊野
〃	令和7年10月2日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時30分まで	〃
土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市の町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町	令和7年4月1日から同年12月25日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県工業技術センター

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 特定計量器の種類

非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

(2) 検査対象区域

土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、いの町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町

(3) 検査年月日

令和7年4月1日から同年12月25日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第105号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和7年2月28日

高知県知事 濱田 省司

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町及び四万十町	令和7年10月15日及び16日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県工業技術センター

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 特定計量器の種類

皮革面積計

(2) 検査対象区域 室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町及び四万十町 (3) 検査年月日 令和7年10月15日及び16日		52台 イ 駐輪場の収容台数 20台 ウ 荷さばき施設の面積 127平方メートル エ 廃棄物等の保管施設の容量 14.1立方メートル (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで ウ 駐車場の自動車の出入口の数 1箇所 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで									
高知県告示第106号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 令和7年2月28日 高知県知事 濱田 省司		2 届出年月日 令和7年2月4日 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 四万十市役所 4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容									
1 届出の概要 (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 (2) 届出者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス古津賀店 四万十市古津賀字西大場1296番地1ほか (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		高知県告示第107号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。 令和7年2月28日 高知県知事 濱田 省司									
<table><tr><th>小売業者名</th><th>代表者名</th><th>住所</th></tr><tr><td>株式会社コスモス薬品</td><td>代表取締役 横山 英昭</td><td>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号</td></tr></table>		小売業者名	代表者名	住所	株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため 2 実施の内容 (1) 発生の予防			
小売業者名	代表者名	住所									
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号									
<table><tr><th>疾病名</th><th>実施する区域</th><th>実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び</th><th>実施の期日</th><th>検査の方法</th></tr></table>		疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び	実施の期日	検査の方法					
疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び	実施の期日	検査の方法							
(6) 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年10月5日 (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,348平方メートル (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の収容台数											

		範囲		
ヨーネ病	県内一円	1 搾乳又は繁殖の用に供する目的で県外から導入される牛であつて、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛 2 その他知事が検査が必要であると認める牛	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する検査の方法
伝達性海綿状脳症	〃	死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体	〃	〃
腐蛆病	〃	知事が検査が必要であると認める蜜蜂	〃	通常行う方法
その他の監視伝染病	〃	知事が検査が必要であると認める家畜	〃	〃

(2) 発生の予察

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
アカバネ病	県内一円	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	通常行う方法

			の期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	
チュウザン病	〃	牛、水牛、めん羊及び山羊	〃	〃
アイノウイルス感染症	〃	牛、水牛及び山羊	〃	〃
豚熱	〃	豚及びいのしし	〃	〃
アフリカ豚熱	〃	〃	〃	〃
高病原性鳥インフルエンザ	〃	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろぼろ鳥及び七面鳥	〃	〃

高知県告示第108号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について豚熱の発生を予防するための家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月28日

高知県知事 濱田 省司

- 実施の目的
豚熱の発生を予防するため
- 実施する区域
県内全域
- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚又はいのししであって、当該家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が必要があると認めるもの
- 実施の期日
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内への注射

高知県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年2月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 441号
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐中半字繁坂93地先から 四万十市西土佐中半字繁坂77番2まで	84	令和7年2月28日

高知県告示第110号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月28日

高知県知事 濱田 省司

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市丸ノ内一丁目2番20号
一般社団法人高知県交通安全協会
会長 島崎 博之
- 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 宿毛市幸町7番54号 宿毛警察署内
一般社団法人高知県交通安全協会
(変更後) 宿毛市希望ヶ丘5番地1 宿毛警察署内
一般社団法人高知県交通安全協会
- 変更承認年月日
令和7年2月14日

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講

習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年2月28日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
(1) 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）
(2) 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
(3) 実施期日
ア 新規取得講習
令和7年5月20日（火）から同月28日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
イ 追加取得講習
令和7年5月26日（月）から同月28日までの3日間
(4) 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
(1) 新規取得講習 25人
(2) 追加取得講習 5人
- 受講資格者
(1) 新規取得講習
受講申込み時において、最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
(2) 追加取得講習
受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)に該当するものとする。
- 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
(1) 受講希望の事前申込方法
ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号 L S ビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交

付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。 イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088－871－4760）により行う。 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。 （2）事前申込みの受付期間 ア 令和7年4月16日（水）及び17日（木）の午前9時から午後4時までの間とする。 イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。 （3）受講予定者の確定方法 ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。 イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和7年4月18日（金）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。 ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。 5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。 （1）受講申込書等の提出期間 令和7年4月21日（月）から同月23日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。 （2）受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。 （3）提出書類 ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通 イ 4号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 1通 ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通 エ 受講申込確認書 1通 （4）受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直	接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。 6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。 7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。 8 講習に関する問い合わせ先 （1）高知県警備業協会（電話番号088－824－3404） （2）高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088－826－0110内線3024）又は県内の各警察署警備業担当係 高知県公安委員会告示第4号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和7年2月28日 高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久 1 検定を実施する警備業務の種類及び級 施設警備業務 2級 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 （1）検定の実施日及び開始時間 令和7年6月4日（水）午前9時 （2）検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場 3 検定の実施予定人員 30人 4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。 5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 （1）学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。 エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合にお	ける応急の措置に関すること。 （2）実技試験 ア 警備業務対象施設における保安に関すること。 イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。 （1）検定の申請の受付期間 令和7年4月21日（月）から同月25日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 （2）検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。 （3）提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあつては住所地を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通 ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚 （4）受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。 （5）受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。 8 検定の実施に関し必要な事項 （1）受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。 （2）持参品
---	---	--

ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。） 9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088－826－0110内線3024）又は県内の各警察署警備係担当係	
--	--